

五	四	三	二		一	發	平	省	○
方	募	發	用	振の法發	号	名	成	条	二
法	入	行	等	替條律行	称	二	件	十	第
決			法	項及の	及	十	等	三	債務
定		方	の	び根	び	三	を	年	告
の		法	適	そ拠	記	年	次	三	示

十一  
二

利子率

十	十	九	八	七	六
一					
發		振	額	最	拏
發		替		低	込
行	行	單		額	金
価		位		面	額
格	日			金	額

出百発平す額の振  
し円行成るの記替  
たに対二。整載法  
金つ象十数又の  
額き国三倍は規  
、債年の記定  
次ご三金録に  
のと月額はよ  
算に二に、る  
式、十によ最振  
に額五る低替  
よ面日も額口  
り金の面座  
算額と金簿

五千三  
万円千  
円百訳金  
四へ額て  
十別でる  
六表二。  
億のと  
九千と  
百九百  
九百一  
百五十  
五十萬  
円

$$\frac{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}$$

準入償償  
と札還還  
すの金期  
る基額限

日平額（  
本成面別  
証二金表  
券十額の  
業三百と  
協年円お  
会三にり  
が月つ）  
発二き  
表十百  
し二円  
た日  
公付  
社で

／各發行對象國債の利額面金額／  
2  
各發行對象國債の利額面金額／  
100××1

利  
子

す日日う算と発第  
るにに。式し行十る税人にの法す国をかのれ中れに  
期支当たに、対号こ率が當算入る債乗ら算るのる係發行  
日払ただよ各象にとを適該式で者を乗じた當式も口もる時  
にうるしり支國規が乗用非にあが發行該にの座の所  
つへと、算払債定でじを居よ非行金金によつて記し税  
い次き支出期のすきた受住り合居時額額よりついて  
て号は払しに支るる金け者算に住に（たに算てが  
同に、期たお払発。額る又出は者おだ百出は又振源  
じおそが金い期行。いの銀額てを日を所はし、又いし分し、は替泉そ  
。て翌行を、支後控得外た前はて、のた前記口徵の  
規営休支次払の除税國金記外取当二金記録座収利  
定業業払の期各すの法額（）國得該十額（）さ簿さ子

(二)

名称及び記号						
利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 第十付 回二年国 百庫 八債 十券	
一 七 %	一 七 %	一 八 %	一 七 %	二 ○ %	一 九 %	利率 (年)
日年平 三成 月二 二十 十九	十年平 日十成 二二 月十 二八	日年平 九成 月二 二十 十八	日年平 九成 月二 二十 十八	日年平 六成 月二 二十 十八	日年平 六成 月二 二十 十八	償還期限
円二 百 九 十 億	円三 百 十 七 億	億四 円百 六 十三	円七 百 九 十 億	百 十八 億 円	五十 億 円	発額 面行 金額

二十十九十九十八十八  
払込期日者入札場所参加元利金支利回り利回り利回り利回り  
各發行對象債券の発行の對象は、主として日本銀行の単利回りとされる。債券頭頭の買賣参考統計値表に掲載する。  
平成二十三年三月二十五日財務大臣から通知を受けた者は、主として日本銀行の単利回りとされる。債券頭頭の買賣参考統計値表に掲載する。

利 第二付 八十国 十年庫 八債 回券 )	利 第二付 八十国 十年庫 七債 回券 )	利 第二付 八十国 十年庫 五債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 一債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 回債 券	利 第二付 五十国 十年庫 九債 回券 )	利 第一十付 回二年國 百庫 九債 回券 )	利 九第十付 回二年國 百庫 八債 十券 )	利 七第十付 回二年國 百庫 八債 十券 )
二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 一 %	一 · ○ %	一 · 四 %	一 · 七 %	一 · 三 %	一 · 五 %	一 · 九 %
日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二四	三平 月成 二三 十十 日年	十年平 日十成 二二 月十 二九	日年平 六成 月二 二十 十九
十 億 円	二 十 億 円	三 十 億 円	九 十九 億 円	二 百 八 億 円	億 四 円百 六 十四	五 億 円	三 十 億 円	百 一 億 円